

○総務省省令第四号

石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）に基づき、石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十五日

総務大臣 武田 良太
経済産業大臣 梶山 弘志

石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令の一部を改正する省令

石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令（昭和五十一年自治省省令第一号）の一部を次のように改正する。

様式第一から様式第四までの規定中「㊦」を削る。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省省令第五号

電子委任状の普及の促進に関する法律（平成二十九年法律第六十四号）の規定に基づき、電子委任状の普及の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十五日

総務大臣 武田 良太
経済産業大臣 梶山 弘志

電子委任状の普及の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

電子委任状の普及の促進に関する法律施行規則（平成二十九年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

様式第一中 「申請者の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名」 印」を「申請者の氏名又は名称及び法人」に改め、備考4を削る。

様式第二中 「申請者の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名」 印」を「申請者の氏名又は名称及び法人」に改め、備考4を削る。

様式第三中 「譲り渡した者の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名」 印」を「譲り渡した者の氏名又は名称及び法人」に改め、備考4を削る。

様式第四中 「証明者の氏名」 印」を「証明者の氏名」に改め、備考4中「記名押印」を「記名」に改め、備考4を備考5とす。

様式第五中 「証明者の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名」 印」を「証明者の氏名又は名称及び法人」に改め、備考5を削る。

様式第六中 「被承継者の名称及び代表者の氏名」 印」を「被承継者の名称及び代表者の氏名」に改め、備考5を削る。

様式第七及び第八中 「申請者の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名」 印」を「申請者の氏名又は名称及び法人」に改め、備考5を削る。

様式第九中 「届出者の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名」 印」を「届出者の氏名又は名称及び法人」に改め、備考5を削る。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。